

指名停止業者一覧表

有資格業者名	措置期間	適用条項	備考
東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株 代表取締役執行役員社長 新野 隆	平成29年3月13日から 平成30年3月12日まで (12か月)	第2条第1項 別表第2第3号(独占禁止 法違反行為) 第4条第3項(指名停止の 期間の特例) 第5条第3号(独占禁止法 違反等の不正行為に対する指 名停止の期間の特例)	左記業者は、消防救急デジタル無線機器について、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことが判明した。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。